大阪市告示第1394号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和８年10月16日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　担当部局

〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所２階

大阪市こども青少年局企画部経理課

電話　06-6208-8177

２　入札に付する事項

(1)　役務の名称及び数量

市立保育所保育補助管理システム用　タブレット型端末（通信回線付）　長期借入（その２）　167台

(2)　案件概要　　児童の登降所管理、健康管理、各種記録管理、保育計画等の保育所運営における多様な書類作成、職員のシフト管理等を行う保育補助管理システムを導入し運用するために必要なタブレット型端末の借入を行う。

(3)　履行期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

(4)　履行場所　　調達案件の仕様等による。

３　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない者であること

(2)　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3)　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4)　令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行　16 電気通信事業」で登録していること

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（１に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、令和８年11月４日(水)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

4　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を令和８年11月４日(水)午後５時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

5　入札説明書等の交付場所等

(1)　入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市調達・契約システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（１に同じ。）

(2)　入札説明書等の交付方法

公告の日から令和８年11月４日(水)まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

(3)　入札参加申請書等の受付期間

公告の日から令和８年11月４日(水)午後５時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(4)　入札参加申請書等の受付場所　　システム上及び担当部局（１に同じ。）

6　契約条項を示す場所

(1)　システム上

(2)　〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所２階

大阪市こども青少年局企画部経理課

電話　06-6208-8177

7　入札執行の日時等

(1)　入札書受付期間

ア　電子による場合

令和８年12月11日(金)午前９時から同月14日(月)午後５時まで

イ　紙による場合

令和８年12月15日(火)午前９時30分から午前10時まで

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第２項に規定する郵便等による入札の場合は令和８年12月14日(月)午後５時までに必着のこと

(2)　開札予定日時　　令和８年12月15日(火)午前10時

(3)　開札場所

ア　電子による場合　システム上とする。

イ　紙による場合

大阪市役所本庁舎３階第１会議室（こども青少年局301会議室）

8　入札保証金等

(1)　入札保証金（見積った契約希望金額の100分の３以上）　　免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（長期継続契約にあっては、落札金額を１年当たりの額に換算した額））の100分の３に相当する違約金を徴収する。

(2)　契約保証金　　要

ただし、契約規則第37条第１項の規定に該当する場合は免除する。

(3)　保証人　　不要

(4)　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(5)　契約書作成の要否　　要

(6)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9　入札の無効

契約規則第28条第１項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10　その他

(1)　この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2)　この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3)　落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第２項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(4)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5)　詳細は入札説明書による。

11　Summary

(1)　Nature and quantity of the services to be required:

Tablet devices, etc. (with a cellular connection) for Childcare

Assistance Management System at municipal Childcare centers:long-term borrowing(Part 2). 167tablets

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 4 November 2026

(3) The date and time for the submission of tenders:
① on the Osaka City Procurement and Contract System:
from 9:00AM, 11 December 2026 to 5:00PM, 14 December 2026
② in person: from 9:30AM to 10:00AM, 15 December 2026
③ by post: 5:00PM, 14 December 2026

(4) A contact point where tender documents are available:
Accounting Division, Children and Youth Bureau, The City of Osaka,
1-3-20 Nakanoshima, Kita-ku Osaka 530-8201, TEL 06-6208-8177
(We accept applications that are presented in Japanese only.)

（こども青少年局企画部経理課）